

改正後

という。)「第6 家庭的保育者等について」の「1 家庭的保育者等の要件」に定める家庭的保育者

b (略)

エ 補助者の要件は次のとおりとする。

a ガイドラインに定める基礎研修を修了した者

b 心身ともに健全であること。

c 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

d 乳幼児の保育に専念できること。

e 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

オ 家庭的保育支援者の要件は次のとおりとする。

a 保育士であり、10年以上の保育所における勤務又は家庭的保育の経験を有する者

b 心身ともに健全であること。

c 乳幼児の保育についての理解及び熱意並びに乳幼児に対する豊かな愛情を有していること。

d 乳幼児の保育に関し虐待等の問題がないと認められること。

カ 家庭的保育者が一人で保育をするときは、保育する乳幼児の数は3人以下であること。補助者とともに2人以上で保育する場合には5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下、補助者とともに保育する場合は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))

キ 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える乳幼児を保育する時間帯は常時配置されていること。

ク 個人実施型の家庭的保育者は、市町村と委託契約等を締結した連携保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

ケ 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。

コ 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

カ 賠償責任保険に加入すること。

シ 保育内容は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に準拠するとともに、保育所保育と異なる家庭的保育独自の保育内容に留意して保育を行うこと。

改正前

b 家庭的保育者自身が介護を行うことを必要とする同居親族等がないこと。

c 補助者については、乳幼児の養育に熱意のある者であって、連携保育所、実施保育所又は市町村が実施する研修を受講した者とする。

ウ 家庭的保育支援者の資格要件は次のとおりとする。

a 保育士又は看護師の資格を有すること。

b 保育所若しくは家庭的保育事業における保育の経験を通算して10年以上有すること又は保育所において主任保育士の経験を有すること。

c 家庭的保育者が休暇等を取得することにより保育を一時的に休止する場合に、家庭的保育者に代わり児童の保育を行うことができるよう、アの要件を満たす居宅又は賃貸アパート等、家庭的保育を実施するために適切と市町村が認めた場所(家庭的保育者が事業を実施する場所を含む。)を確保すること。

エ 個人実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

a 保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童も含めて3人以下又は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))

b 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。

c 家庭的保育者は、市町村と委託契約を締結した連携保育所から育児・保育に関する技術的な支援を受けること。

d 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として連携保育所に配置すること。

e 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

f 賠償責任保険に加入すること。

改正後

改正前

ス 家庭的保育者は、乳幼児の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し保育を行わなければならない。

セ 家庭的保育者は、乳幼児の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めること。

オ 保育所実施型保育の実施要件は次のとおりとする。

a 保育する児童の人数は3人以下とすること。ただし、補助者を雇用して2人で保育する場合は、保育する児童の人数は5人以下とすること。(家庭的保育者自身に、養育する三親等以内の親族関係にある就学前児童がいる場合は、当該児童を含めて3人以下又は5人以下とすること(当該児童が保育所等において保育されている場合を除く。))

b 補助者は、家庭的保育者の指示を受けて保育に従事することとし、3人を超える児童を保育する時間帯は常時配置されていること。

c 家庭的保育支援者については、専任の者を、原則として実施保育所に配置すること。

d 家庭的保育支援者の配置については、家庭的保育者3人から15人に対し1人の配置を標準とすること。

e 賠償責任保険に加入すること。

⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

ア 乳幼児の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合には、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

イ 家庭的保育の申込みを代行する場合には、市町村により保育に欠ける認定を受けた乳幼児の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。

ウ 乳幼児の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

エ (略)

⑥ 連携保育所及び実施保育所の役割

連携保育所及び実施保育所は、次の支援又は業務を行うものとする。

ア 児童の育児・保育に関する相談・指導について知識及び経験を有するとともに、児童福祉施策について知識を有している保育士等(以下「担当者」という。)を配置し、緊急時においても相談・連絡を受ける体制を整備するなど家庭的保育者を支援する体制を整備すること。

また、担当者は各種研修等に積極的に参加し、相談・指導技術の向上に努めること。

なお、家庭的保育支援者を配置する場合には、担当者を配置しないこともできるが、その場合であっても家庭的保育者及び家庭的保育支援者への支援ができる体制を整備すること。

イ 家庭的保育の申込みを代行するとともに、市町村により保育に欠ける認定を受けた児童の保護者に対して、家庭的保育者の斡旋又は紹介を行うこと。

ウ 児童の保育上支障のない範囲で、家庭的保育者に代わり、延長保育を実施できるものとする。その場合は、必要に応じて担当者が連携保育所又は実施保育所まで利用児童の送迎を行うこと。

なお、家庭的保育支援者を配置している場合は、家庭的保育支援者が送迎を行うこともできること。

エ 家庭的保育の実施場所を訪問等することにより、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助

改正後

オ 家庭的保育者が保育する乳幼児を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、乳幼児の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

カ 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を行うことができない場合は、当該家庭的保育者に代わって乳幼児の保育を行うこと。

キ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

⑦ 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に⑥のウ、エ及びカの支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

⑧ 留意事項

ア (略)

イ (略)

ウ 家庭的保育者の居宅等における保育の状況を把握するため、家庭的保育支援者等を少なくとも3か月に1回以上、さらに、家庭的保育者の状況に応じて、必要な都度、訪問させること。

エ 個人実施型保育にあつては、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の乳幼児を保育するのみの事業は対象とならないこと。

オ (略)

カ (略)

キ (略)

改正前

を行うこと。
オ 保育する児童の日々の状況を確認し、児童の状態に応じた適切な保育が行われるよう、保育内容の計画・管理に努めること。

カ 家庭的保育者の資質の向上等を図るための集合研修、OJT等を行うこと。

キ 家庭的保育者が保育する児童を定期的に連携保育所又は実施保育所に招いたり、児童の健康診断を連携保育所又は実施保育所の入所児童と共に行うなどの連携を図るとともに、家庭的保育者に対し、連携保育所又は実施保育所や地域の行事に関する情報を提供し、当該行事に参加するよう勧めること。

ク 家庭的保育者が休暇等を取得することにより、家庭的保育を一時的に休止する場合は、当該家庭的保育者に代わって児童の保育を行うこと。

ケ 家庭的保育者及び補助者への支援に当たっては、家庭的保育支援者と十分に連携するとともに、必要に応じ、家庭的保育支援者への支援も行うこと。

⑦ 家庭的保育支援者の役割

家庭的保育支援者は、主に⑥のイ、エ、オ及びクの支援を行うものとし、その際は円滑な事業実施が図れるよう連携保育所又は実施保育所と十分に連携すること。

なお、家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めること。

⑧ 留意事項

ア 本事業に従事する者(家庭的保育者、補助者、家庭的保育支援者、担当者等)は、業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

イ 家庭的保育者、家庭的保育支援者、連携保育所及び実施保育所が保護者との間で金銭の接受があつた場合は、関係法令を遵守するとともに、必要な帳簿を整備すること。

ウ 本事業の実施に当たっては、保育所保育指針を参考とすること。

エ 個人実施型保育にあつては、家庭的保育者と連携保育所が一体的に事業を実施するものであるから、単に家庭的保育者の居宅において少人数の児童を保育するのみの事業は対象とならないこと。

オ 母子家庭の母が家庭的保育者の要件を満たす場合は、その積極的な活用に努めること。

カ 利用者からの苦情等に関する相談窓口を設置するとともに、その連絡先について周知すること。

キ 事故防止のための対応策を事前に定めるとともに、家庭的保育の状況に懸念される点があつた場合には、状況報告の徴収や実地指導を行うなど重点的な支援を行うこと。

改正後	改正前
(2) (略)	(2) 事業の実施手続 ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。 ② この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。
(3) (略)	(3) 費用 ① 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 ア 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業 イ 指定都市及び中核市が実施する事業 ② (1)の事業を実施するために必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。
2 認可化移行促進事業	3 認可化移行促進事業
(1) (略)	(1) 事業の目的 希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。こうした課題に対応するため、認可外保育施設に対して認可保育所へ移行するために必要な支援・指導を行い、認可保育所へ移行できるよう支援することで、保育サービスの供給を増やし、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。
(2) (略)	(2) 実施主体 実施主体は、市町村とする。ただし、本事業を保育所を経営する者に委託できるものとする。
(3) 実施要件	(3) 実施要件
① (略) ② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件をすべて満たす施設とする。 ア (略) イ (略) ウ (略) エ 本事業及び本通知の別添5「保育環境改善等事業実施要綱」に基づく認可化移行環境改善事業（以下「認可化移行環境改善事業」という。）を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施設であること。	① 市町村は、本事業の実施に際し、地域の保育資源として認可保育所に移行すべき認可外保育施設を認定し、都道府県知事と十分に協議のうえ、当該認可外保育施設と共に認可化移行計画を策定すること。 ② 本事業の対象となる認可外保育施設は、市町村が地域の保育資源として認可保育所に移行すべきと認定した施設であって、次の要件をすべて満たす施設とする。 ア 法第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童が多く存在する地域に所在している施設であること。 イ 認可保育所への移行について、意欲のある施設であること。 ウ 設備基準や職員配置基準について、最低基準に定める保育所の基準を概ね満たしており、都道府県等が実施する立入調査において指摘事項がないなど、運営や保育内容について一定の水準を確保している施設であること。 エ 本事業及び本通知の別添6「保育環境改善等事業実施要綱」に基づく認可化移行環境改善事業（以下「認可化移行環境改善事業」という。）を実施することにより、認可保育所への移行が可能な施設であること。

改正後

改正前

オ (略)
③ (略)

オ 市町村が策定する認可化移行計画に協力的な施設であること。
③ 認可保育所への移行に必要な支援・指導とは、次に掲げる内容をいう。
ア 保育の内容についての支援・指導・確認
保育所保育指針の理解など、保育士による保育の内容についての助言指導
イ 施設運営についての支援・指導・確認
専門家による帳簿の管理、人事管理、会計処理等についての助言指導
ウ 児童の健康管理についての支援・指導・確認
健康診断の実施に関する助言指導や保健師等による相談指導の実施
エ 献立表の作成や食事内容についての支援・指導・確認
栄養士による栄養所要量を踏まえた献立表や食事内容についての助言指導
オ 関係法令遵守のための支援・指導・確認
用途変更手続きが必要な場合の専門家の助言指導や耐震診断の実施

④ (略)

カ その他認可保育所へ移行するために必要な支援・指導・確認
④ 市町村は、次の事項を定めた認可化移行計画を策定するものとする。
ア 目標年次
イ 認可されるために取り組むべき課題
ウ イの課題に対する毎年度の具体的な活動計画
エ 認可保育所へ移行するために必要な経費及びその活用方法

⑤ (略)

⑤ 留意事項
ア 認可化移行計画の期間は最長3年とし、認可化移行計画の期間が年度をまたがる場合には、前年度の活動計画の達成状況及び本事業にかかる経費の活用実績を検証すること。
また、前年度の活動計画の達成が著しく遅れており、事業実施主体である市町村が、次年度以降に継続して本事業を実施しても認可保育所へ移行することが困難であると認めた場合、またはやむを得ない事由により事業の継続が困難となった場合には、速やかに本事業を中止すること。
イ 認可化移行計画に基づき、認可保育所への移行を図るためには、前年度ごとの活動計画が着実に達成されることが重要であるため、前年度の活動状況に対する分析を行い、フォローアップを行う必要があること。
ウ 本事業は、認可化移行計画に基づき、市町村が雇い上げた保育士による保育内容等についての助言指導のほか、認可保育所への移行に必要な諸準備のための支援・指導を行うものであるが、本事業を実施するのに適当と認めた認可保育所に委託することも差し支えないこと。

改正後

改正前

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

3 保育所分園推進事業

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

エ 本事業は、認可化移行環境改善事業と併せて実施できるものとする。

(4) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する認可外保育施設等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(5) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業

(6) 補助金の返還

本事業終了時において、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかつた場合であつて、実施主体の責めに帰すべき認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。

4 保育所分園推進事業

(1) 事業の目的

希望するすべての人が安心して子どもを保育所に預け、働くことができるようにするため、待機児童の解消が喫緊の課題となっている。

こうした課題に対応するため、定員規模が30人未満である保育所分園を設置する保育所に対して、運営に係る特別な経費を助成することにより、保育所分園等の設置促進を図り、もって待機児童の解消を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

(3) 実施要件

本事業の対象となる保育所は、平成10年4月9日児発第302号通知「保育所分園の設置運営について」に基づく保育所分園とする。

(4) 事業の実施手続

① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(5) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

改正後

4 保育所体験特別事業

(1) 事業の目的

ベビーホテル等の認可外保育施設を利用する親子等、主に認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育て家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) (略)

(3) 対象者

本事業の対象となる者は、普段認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子等を対象とするものとする。

(4) 実施要件

① 対象者が利用しやすい日（土日祝日も可）を選定して年12回以上（原則として月1回以上、感染症の発生等やむを得ない事情がある場合には、他の月に振り替えることができる）実施すること。

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ 市町村は、本事業を実施する保育所から実施計画を提出させ、要綱に則した計画となっていることを確認すること。

⑥ 本事業は、認可保育所を利用していない入所要件に該当する児童を含む親子等を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子や引きこもり親子等が本事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけること。

⑦ 市町村及び本事業を実施する保育所は、広報誌等による広報のほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。

(5) (略)

改正前

5 保育所体験特別事業

(1) 事業の目的

ベビーホテル等の認可外保育施設を利用する親子や適切な保育を必要としている親子等に保育所を開放し、定期的な保育所体験を実施するとともに、保育所入所児童との交流、児童の発達状況の確認、保護者への相談・助言を通じて、認可外保育施設等を利用する子育て家庭の支援を行い、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を経営する者とする。

(3) 対象者

本事業の対象となる者は、普段認可保育所を利用していない親子を対象とするものとする。

(4) 実施要件

① 対象者が利用しやすい日（土日祝日も可）を選定して月1回以上実施すること。

② 児童の発達状況の観察や保護者からの聞き取り等により、対象となる親子の抱える悩みや問題点を的確に把握するとともに、指導のための計画を策定の上、必要な支援を行うこと。

③ 対象となる児童に対しては、集団活動を通じた子ども同士の関係づくりや基本的な生活リズムの習得などの効果が期待される計画の策定に配慮すること。

④ 対象となる保護者に対しては、離乳食等の調理方法や食事の食べさせ方、絵本の読み聞かせ等の遊びの習得、子どもの発するサインの理解などといった効果が期待される計画策定に配慮すること。

⑤ 本事業は、認可保育所を利用していない親子を対象とするものであり、特にベビーホテルを利用している親子や引きこもり親子等が本事業に参加しやすいよう、積極的に働きかけること。

⑥ 市町村及び本事業を実施する保育所は、広報誌等による広報のほか、母子健康手帳の配布や1歳6か月健診等の機会をとらえて周知の徹底に努めるとともに、関係機関との連携に努めること。

(5) 留意事項

① 本事業は、親子の育ちを計画的に支援することを目的としたものであり、単に地域住民に保育所や園庭を開放する事業及び入所児童との交流を行う事業は対象としないこと。

② 地域子育て支援拠点事業を実施する市町村にあっては、それぞれの事業が効果的に連携するよう配慮すること。

改正後

- (6) 事業の実施手続
① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
なお、本事業における定員超過により参加を希望しながら参加できない親子が生じた場合に、本事業を実施している近隣の保育所へ案内できる体制を整える等、地域における連携を図ること。

② (略)

(7) (略)

5 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

改正前

- (6) 事業の実施手続
① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。

② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(7) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業

6 認可外保育施設の衛生・安全対策事業

(1) 事業の目的

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、市町村とする。

(3) 対象者

本事業の対象となる者は、認可外保育施設に勤務する保育士及び調理担当職員とする。

(4) 実施要件

- ① 感染症罹患の有無を発見するため、市町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと。
② 感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること。

(5) 事業の実施手続

- ① 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所について都道府県知事に十分協議すること。
② この実施要綱の要件に適合する保育所である旨の必要な書類を整備しておくこと。

(6) 費用

国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

- ① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業

改正後

改正前

(別添 5)

保育環境改善等事業実施要綱

1 (略)

2 (略)

3 対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。

(1) 基本改善事業

既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

① (略)

② (略)

③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業

本通知の別添 3「病児・病後児保育事業実施要綱」の 3 の (3) に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。

(2) (略)

(別添 6)

保育環境改善等事業実施要綱

1 事業の目的

駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用して、保育所や保育所分園等を設置するなど保育を実施する施設の設置を促進し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は保育所を営業者とする。

3 対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「基本改善事業」及び「環境改善事業」とする。

(1) 基本改善事業

既存の施設の改修等により事業実施施設を新たに設置する事業で、次に掲げるものとする。

① 保育サービス提供施設設置促進事業

保育の需要が高い地域において、保育所、保育所分園等を実施する施設を設置するため、既存施設の改修等を行う事業。

② 認可化移行環境改善事業

市町村が地域の保育資源として認可に移行すべきと認定した認可外保育施設に対して、認可移行のために必要な改修等を行う事業。

③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）環境改善事業

本通知の別添 4「病児・病後児保育事業実施要綱」の 3 の (3) に基づく事業（以下「病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）」という。）の実施に必要な保育所の改修等を行う事業。

(2) 環境改善事業

利用者へのサービスの向上等のため、既存の事業実施施設の改修等を行う事業で、次に掲げるものとする。

① 保育所障害児受入促進事業

既存の保育所又は保育所分園において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業。

② 分園推進事業

保育所分園の設置を推進するために必要な設備の整備等を行う事業。

③ 病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）推進事業

病児・病後児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業。

改正後	改正前
<p>4 (略)</p>	<p>4 対象事業の制限 (1) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象としないこと。 (2) 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は、本事業の対象としないこと。 (3) 本事業の実施については、保育所障害児受入促進事業を除き、1施設につき1回限りとする事。 (4) 保育サービス提供施設設置促進事業について、既存施設の改修を伴わない設備の整備(備品の購入等)のみの場合は、本事業の対象としないこと。 (5) 保育サービス提供施設設置促進事業及び分園推進事業については、当該年度中、又は翌年度4月1日に開設される施設のみを対象とすること。 (6) 病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)環境改善事業及び病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)推進事業については、当該年度中、又は翌年度中に事業の実施を予定している保育所を対象とすること。 (7) 保育所障害児受入促進事業については、当該年度中、又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所を対象とすること。 (8) 保育サービス提供施設設置促進事業において、保育所又は保育所分園を設置する場合に限り、必要に応じて、保育所障害児受入促進事業と併せて実施することができるものとする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 事業の実施手続 (1) 市町村の長(指定都市及び中核市の市長を除く。以下同じ。)及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議すること。 (2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。</p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (1) 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業 (2) 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 補助金の返還 認可化移行環境改善事業については、事業実施後3年を経て、認可外保育施設が認可保育所へ移行することができなかった場合であって、実施主体の責めに帰すべきと認められる場合は、国庫補助金を返還させることができるものとする。</p>

改正後

改正前

(別添6)

延長保育促進事業実施要綱

1 事業の目的

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村(特別区を含む。以下同じ。)以外の者の設置する保育所(以下「民間保育所」という。)が開所時間を超えた保育を取り組む場合に補助を行うことで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村又は保育所を運営する者とする。

3 対象児童

本事業の対象となる児童は、実際に延長保育を利用した保育所入所児童とする。

なお、事業に支障のない範囲内で市町村が適当と認めた児童を対象とできること。

4 対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「延長保育促進事業(基本分)」及び「延長保育事業(加算分)」とする。

(1) 延長保育推進事業(基本分)

(2)の事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。

(2) 延長保育事業(加算分)

民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。

5 実施要件

(1) 延長保育推進事業(基本分)

11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

(2) 延長保育事業(加算分)

延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。

改正後

改正前

6 実施方法

- (1) 延長時間の定義は次のとおりとすること。
なお、同一保育所又は駅前等利便性の高い場所に設置した施設において開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれで延長時間を定めること。
なお、
① 1時間延長とは、開所時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の1日当たり平均対象児童数(以下「平均対象児童数」という。)が6人以上いることをいう。
② 2時間延長とは、開所時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることをいう。
③ 3時間以上の延長については、②と同様1時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が3人以上いることとする。
④ 30分延長とは、上記①～③に該当しないもので、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており、当該延長時間内の平均対象児童数が1人以上いることをいう。
なお、④を除き、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分となること。
また、平均対象児童数とは、年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し、小数点以下第一位を四捨五入して得た数とすること。
(2) 事業の実施に当たっては、保育所他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。
(3) 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

7 事業の実施手続

- (1) 市町村の長及び特別区の長は、毎年度、事業を実施するに当たっては、実施保育所等について都道府県知事に十分協議を行うこと。
(2) この実施要綱の要件に適合する保育所等である旨の必要な書類を整備しておくこと。

8 費用

- (1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
① 市町村が実施する事業又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業
② 指定都市及び中核市が実施する事業又は助成する事業
(2) 延長保育事業を実施するに当たっては、あらかじめ保護者負担額を設定すること。

別紙(略)

別紙(略)

